

# 日本歴史の史料について

## “Materials on the History of Japan”

壇 窓\*

### はじめに

今から 20 年ほど前になるが、一体日本歴史の史料はどのくらいあるのだろうかと考えたことがあった。総数はどれほどかわからないにしても、時間の経過に伴って失われるものはあっても、増加するはずはないから、史料の全体像を把握するという目標も成り立ち得るかと思われた。何とも大それた話であるが、すでに竹内理三氏の『平安遺文』『鎌倉遺文』の例があり、最近の中世史料研究の動向を見ても、時代的な限定はあるにしても、全体像に接近しようとする一步であることはまちがいない。

しかし一方では、アメリカの日本占領政策に関する大量の資料が存在することが知られているが、研究はなかなか進まないという場合もあるし、日本とスペインとの交渉に関するまとまった史料がありながら、研究の方はさっぱりという例もある。その史料というのは、インディアス総文書館とシマンカス総文書館にあるスペインの海外発展に関する多量の公文書である。（松田毅一「近世初期日本・スペイン交渉史」『京都外国语大学研究紀要』1993 年、XLI 号、p.531 以下）

また史料の存在が知られていなくても、すぐれた問題意識が先にあって、史料の探索が行われれば、場合によっては適切な史料が発見されるということもあり得るのである。

本稿は歴史的事実あるいは事実らしきものと、それらを実証する史料、そしてささやかな材料か

ら未知の事実を抽出するという作業、さらに何が史料となりうるかという問題等についての小論である。

#### (A) 歴代天皇の「～仁」という名

神武天皇から第 32 代の崇峻天皇までは、天皇の名は「～の尊」と呼ばれていた。舒明天皇以後は「～皇子」となり、淳仁から光仁までは「王」がつけられている。平安時代の桓武天皇からは、皇子も王もなくなった。50 代清和天皇が惟仁、60 代醍醐が敦仁、66 代一条が懷仁と「仁」をつけた名が登場する。70 代後冷泉の名は親仁（1025—68）といい、これ以後天皇の名には「仁」が伝統的に使われるようになったと見られる。125 代の現天皇の「明仁」に至るまで連綿と続くことになるが、例外も存在する。82 代の後鳥羽天皇は尊成、84 代の順徳は守成という名である。83 代土御門は尊仁、85 代仲恭は懷成、北条氏によって立てられた後堀河は茂仁（ゆたひと）という名である。討幕を企てた後鳥羽・順徳、それに幕府によって廃された仲恭は「～仁」という名ではないことも興味深い。土御門が承久の乱に参画しなかったことは、その名にも示されている。そして大覚寺統の後二条天皇（邦治）をはじめとして、後醍醐・後村上・長慶・後龜山の南朝系天皇は「仁」の名をもっていないことが注目される。北朝の光嚴以下後小松（幹仁）に至るまでは「仁」がつけられている。後小松以後北朝系が皇位を継承し、現皇室は北朝系であるといわれるが、それは女帝を除きいずれも「仁」の名を持っていることにもその事実は示されている。

ところで問題は、どんな理由から後冷泉天皇以後「仁」の字が用いられたかという点であるが、

---

\*本学工学部基礎・教養 教授  
1996 年 8 月 28 日受理

残念ながら現在その動機を示す史料を発見していないのである。史料探索は今後の課題であるが、現代の天皇の名にまでその影響が及んでいるということは、軽視できない事といわねばならない。(歴代天皇の名については『天皇一二四代』『別冊太陽』1988年、平凡社によった)

### (B) 海外流出文化財と里帰り展カタログ

海外所在の浮世絵をはじめとする文化財については、しばしば里帰り展が開催されている。そのさい作られるカタログは大部のものが多く、再び見られないものもあると思われる。カタログは、古本価格としては相当な高値がつけられているが、在外文化財の所在目録としてその史料的価値は高いといわなければならない。

幕末の絵師川原慶賀に例をとり、カタログの内容について検討してみたい。

#### ①「川原慶賀展」…1980年、西武美術館

オランダ国立ライデン民族学博物館所蔵品で、202点あり初の里帰り展であった。「人の一生図巻」がのせられている。今日ブロンホフ、フィッセル、シーボルトの各コレクションの存在が知られている。出生、宮参り、帯解、袴着、元服、出会い、仲人の結婚申込み、結納、道具運び、輿入れ、婚礼の台所、祝言、歳祝い、病臥、死去、湯灌、弔問、墓掘り、葬列、葬迎、墓参りの様子が描かれ、江戸時代の風俗史・生活史に貴重な情報を提供する。

#### ②「川原慶賀展」…1987年、西武美術館

「幕末の日本を伝えるシーボルトの絵師」と副題がつけられている。250点のうち中心となるのは「職人尽し図」と「生業と道具図」である。

#### ③「シーボルトと日本」…1988年、東京国立博物館「長崎湾図」(プリンス・ヘンドリック海事博物館)をはじめ、「長崎湾雪景図」(ライデン国立民族学博物館、以下同じ)「出島図」「植物図譜」「動物図譜」「魚類図譜」「満州服図」「アイヌ熊送りの図」「朝鮮人風俗図」「厳島神社図」「清水寺図」「社寺建築図」などがのせられている。

#### ④「シーボルト父子のみた日本」…1996年、江戸東京博物館

シーボルトの生誕200年を記念する展覧会であ

る。「人物画帳」はミュンヘン国立民族学博物館で最近発見されたもので、初公開された。芸者、獅子舞、虚無僧、力士、人形遣い、巡礼の男女、人足、海女、漁師、農家の娘、髪結い女、隠居、幇間、花嫁などが画かれている。(泥棒の姿まである)江戸時代の庶民の生態を知る上で貴重な史料というべきである。時代劇における時代考証にも大いに役立つものと思われる。

カタログは展覧会図録に止まらず、在外史料目録としても重要であり、系統的に保存されるべきである。最近フランスの古城にある「伊能図」が日本に黒帰りし、佐原市役所に展示されたが、写真をとることを所有者が許さず、簡単なパンフレットも作られずに帰国したと聞いた。まことに残念なことであった。

### (C) 壬申戸籍について

明治4年の戸籍法にもとづいて作製された壬申戸籍に関する筆者の考察は、次のようなものであった。

①明治32年まで成文国籍法はなかった。しかし近代国家にとって国籍法は不可欠のものであるから、32年まで不文国籍法があったに違いない。不文国籍法の原則を実際に行なっていたのは戸籍法であろう。すなわち壬申戸籍をみれば、その原則をうかがい知ることが可能であろう。

②壬申戸籍の記載の特色は、家族のメンバーの出自を必ず書くことにあり、とりわけ嫁にきた女性の出身を明らかにすることにあった。つまり明治不文国籍法は父系血統主義を採用し、個人の登載に当っては必ず父がだれかを明らかにしていた。

③国家の三要素を主権、領土、国民であるとするなら、壬申戸籍に登載された者が明治国家の国民となった。かれらこそが原日本国民とよぶべき人々であった。

(稿　叢「壬申戸籍の歴史的意義について」『東京工芸大学工学部紀要4巻2号』1981年)

以上のべた考えは今日も変わっていない。ここではその後に知り得た史料をつけ加えることにする。

明治4年9月の「播磨国多可郡下比延村戸籍」によると、農業岸本宇兵衛の上部に産土神として

住吉大明神とあり、真言宗安楽寺を旦那とする記載がある。しかし宇兵衛の父については何も記していない。母きよについては善佐衛門娘と記してある。明治5年の兵庫県天船中村の戸籍では、農藤原茂助の所に父徳右衛門亡とあり、その上には天保七申年二月出生、行をかえて二日明六時とある。妻むめについては作畠村農安達重兵衛次女とあり、誕生年月日、時刻も書く。上にあげた明治四年辛未の下比延村の戸籍では、単に悴、娘とあつたのが、天船中村の壬申戸籍では、長男・次男・三女とある点も注目すべきであろう。筆者が重要なと思うのは、亡くなった父徳右衛門とか安達重兵衛とかである。かれらは日本列島に長く住み(少なくとも3年以上)、和服をまとい、ちょんまげをゆったりとして日本人(外形)の生活習慣になじんできた事実上の日本人である。これらの人々の子であるという理由で戸籍に登載したのであり、一度登載されれば、その子孫は血統的に日本人と考えられるのである。幕末に至って開国が行われ、諸外国人が来朝した段階で、血統主義思想が生まれ、壬申戸籍にその思想が実現したと考えられる。なお上掲の史料については脇坂俊夫『明治四年兵庫県戸籍』平成五年七月から引用した。

1968年(昭43)3月4日の法務省民事局長通達により、壬申戸籍の閲覧は差し止めとなった。結婚や就職に不利に働く身分上の記載があるためであった。1976年(昭51)6月15日戸籍法が改正され、戸籍の閲覧制は廃止された。戸籍は元来取引きの安全を確保するために設けられたもので、公開が原則である。それをいとも簡単に閲覧を止めてしまったのはきわめて遺憾である。戸籍を悪用するのはよくないが、悪用されたからといって全面禁止してしまうのは行政事務からみれば楽でよいであろうが、包丁を強盗に用いたからといって包丁の使用を禁止するようなもので、納得の行かない処置である。(補注1)

#### (D) 久米正雄の使用した英語の教科書

一冊の明治期の教科書を筆者が所蔵している。久米正雄と一高で同級生であった某氏の親戚から筆者が譲り受けたものである。表紙には“HAWTHORNES, LITTLE MASTER-

PIECES”とあり、明治36年日本橋区馬喰町の興文社発行で定価は25銭である。ホーソーンの短編集であり、うしろには注釈がない。内容は1.DR. HEIDEGGER'S EXPERIMENT II. THE BIRTH-MARK III. ETHAN BRAND IV. WAKEFIELD V, DROWNE'S WOODEN IMAGE VI, THE AMBITIOUS GUEST VII. THE GREAT STONE FACE VIII, THE GRAY CHAMPIONの8編から成っている。

久米がこれを使用したのは明治41・42年ころであろうかと思われる。(久米は明治24年生まれである。奥付のうらの空白の所に一部一年三組と記し(一高のクラスか)、また赤エンピツで電話下谷1252と書かれている。(下宿か)裏表紙には「東十五、久米」とうすい墨で書かれてある。さらに奥付のうらには久米その他の落書きがいっぱいあり、よほど授業に退屈していたとみえる。本文のらん外に書込みのあるのは総数146ページのうち103ページまでであり、恐らく授業はこの辺で終りとなったのである。

ところでホーソーン(1804-64)といえば『緋文字』(1850年)で有名であるが、その作品はいつごろ日本に入ったのであろうか。明治7年版のパーレーの『万国史』はかなり売れたらしが、(『丸善百年史』上巻, p.137)この本はホーソーンの作であるというから、ホーソーンの日本における受容はこのころであろうか。上述のテキストの内容をこまかに書いたのは、ひょっとしてホーソーン受容史の重要な史料となるかも知れないと思ったからであるが、まとはずれの論かもわからない。何れにせよこの小テキストは、明治中・後期の一高の英語の教科書であり、作家久米正男の使用したものであり、あるいはまた日本におけるホーソーン研究の一助にもなるかも知れないと考えて紹介した。(補注2)

#### (E) 廃藩置県と国郡制

廃藩置県は明治4年7月14日の詔書にはじまり、明治21年12月3日の勅令第79号香川県設置をもってようやく終了したと説かれている。明治18年に内閣制度がおかれ律令制は廃止され、したがって国郡制も終りを告げたとふつうには考え

られる。ところが少なくとも法令上の文言の上ではそうでないらしいのである。そこで明治43年内閣統計局編『府県及北海道境域沿革一覧』象山社、1979年を使ってこの問題に迫りたいと思う。(以下ページ数のみ示す)

明治11年7月13日安芸国深瀬村と備後国川立村とに係る「国郡界未定ノ場所」があったのを確定した。ここでは「国郡界」ということばが用いられている。

香川県は明治4年に置かれ、6年には名東県となり、8年にふたたび香川県となったが、9年には愛媛県の一部となり、21年に香川県となった。この複雑な経過の中では、讃岐国という古くて変動しない(室町時代には小豆島が編入されているが)。制度を維持した方が便利であったと思われる。

明治29年3月29日には、埼玉県武藏国と下総国の北葛飾郡中葛飾郡を合わせて北葛飾郡とし、武藏国に属すとした。(p.125)埼玉県の中の郡の合併に過ぎないが、ここに武藏国に属すとあるはもちろん埼玉県である。

北海道に至っては、明治30年まで石狩国、渡島、後志、天塩など10か国があった。道の下に国があるのだから、形式上は立派な国郡制である。明治30年10月3日に至って札幌支庁以下19の支庁が設置された。(pp.157-158)

明治35年3月10日には「京都府丹後国与謝郡雲原村ヲ同府丹波国天田郡ニ編入ス」とあって、(p.147)「与謝郡雲原村を天田郡に編入する」だけで足りると思うのだが、丹後・丹波を用いるからには、行政上何らかの理由があるらしいが、その理由は明らかではない。同様のことは明治40年4月9日和歌山県紀伊国云々とあるから(p.148)、明治末年まで国郡制は遺制として生きていたと思わざるを得ない。

#### (F) ペスカドーレス

明治28年の日清講和条約の第2条3号に「澎湖列島とあり、台湾とともに日本に割譲された。(『日本外交年表並主要文書・上』原書房、1978年、p.165)

澎湖列島はポンフー群島といい、形勝で知られ、

港外の波は荒いが、港内は湖水のように穏やかな所から名づけられたという。またオランダ人はEyland Piscadoreと呼んでいた。(在台北、後藤利雄氏の御教示による)

1951年3月23日の対日講和条約のアメリカ草案(ダレス作製)によれば、CHAPTER III, TERRITORYの3にthe Pescadoresがあり、1951年9月8日の‘TREATY OF PEACE WITH JAPAN’はその第2条に“Japan renounces all right, title and claim to Formosa and the Pescadores”とあって、ペスカドーレスに対するすべての請求権を放棄した(『日本外交主要文書・年表(1)』鹿島平和研究所、1983、p.420)。ペスカドーレス(漁夫の意)はいつごろからの名称であるか筆者は以前から興味を持っていた。

1584年(天正12年)7月マカオ発のスペイン船フランシスコ・ガーリ号は日本列島を左手に眺めながら北上し、緯度航海法により太平洋を横断するが、その記録の中に「ペスカドーレスの浅瀬」とみえる。

(岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』原書房、1980、p.456)マニラから黒潮に乗って北上し、メキシコに帰る太平洋航路を発見したスペイン人によって澎湖諸島はPescadoresとよばれていたらしい。その名称をサンフランシスコ条約でも採用しているわけで、大航海時代以後のヨーロッパ人によってつけられた名称は、今日世界中に広く分布している。最近その土地・場所固有のより名を尊重しようという動きがあり、それはそれで意義があると思われるが、一方古い地名は由来を示すものもあり、歴史の史料として忘れ去らないことも大切であると考える。

#### (G) 男女群島(だんじょぐんとう)

男女群島は五島列島中の福江市(長崎県)に属しているが、古代から遣唐船の航路の目じるしになり、また倭寇の根拠地になったりしたが、現在では1月から4月の漁期に漁師小屋が建てられるぐらいで、定住者はないと言われている。位置は東シナ海の水深200mほどの大陸棚縁辺に位置する(中国大陸から約600km、324カイリ)

男女群島は日本の領土であるが、辞典類には無

視されていて、広辞苑（第四版）ではなく、大辞林（三省堂）にものっていない。だんじょ群島という名称はあまり古いとは思えないが、正式に、ある時に領土宣言したかどうかはわからない。領土紛争がおこってからあわてふためくのは遅いと思うのであるが。

現在まで領土問題がおこったことはなく、女島（めしま）には燈台があるので常駐者がいるという。従ってまったくの無人島というわけでもない。（福江市役所への問合わせによる）（補注3）

明治19年ごろからサンゴ漁がはじまり、乱獲がたたって現在は激減した。また明治初年と思われる漁師小屋跡が残されている。昭和42年に調査が行われ、全島が天然記念物に指定されている。（『島嶼大事典』日外アソシエーツ、1991、p.319）

#### （H）歴史上の事件のよび名

シベリア出兵は大正外交史上最大の失敗とされ、その後の研究も進まなかった。参加した兵隊の中には運よく帰還した者もいたが、シベリア出兵について語ったり、碑を立てることは禁止されたという。大正9年6月尼港事件の記録は安永求氏によって保存されてきた。これらの記録は、「我が草家根の梁につるしてあった秘蔵の包みとなり、昭和47年に至ってやっと公開された。（石塚経二『アムールのささやき』千軒社、1972）

シベリア出兵はソビエト革命干渉戦争であったから、最近ではシベリア戦争とよぼうという意見もあるが、これを「出兵」と呼ぶのは、敗北という事実の前にとめてこの戦争を矮小化しようという目的のためであったと考えられる。

同様な事件として明治11年の「竹橋事件」があり、昭和11年の2.26事件より多くの処刑者を出したこの事件は陸軍の汚点とされ、長く研究の対象からはずされていたことは周知の事実である。

シベリア戦争でなくシベリア出兵という当時のよび名を残すことには歴史的意義がある。

1937年（昭和12年）7月7日蘆溝橋で日・中軍の衝突がおこり、日中戦争の発端となった。（『近代日本総合年表』岩波書店、1968年、p.310）

その後の7月27日には、政府は北支事変に関し自衛行動をとるという声明を発した。そして戦

局の拡大するにつれて「北支事変」は「支那事変」と改められた。同年9月10日「支那事変臨時軍事費支弁公債発行法」の公布があり、10月1日の首・陸・海・外相間で「支那事変対処要項」を決定した。（『日本外交年表並主要文書（下）』原書房、1978、p.370）日中戦争を事変と称したのは、戦争であるとなるとアメリカは中立を維持することとなり、日本が必要とした石油・くず鉄などの軍需物資の供給が止まることになるからだといわれる。日本のみでなく、中国も米英からの援助を期待していたし、日本に輸出することはアメリカの利益にもなった。支那事変は国際法上の戦争ではないので、その責任は平時と同じく外務大臣が負うことになり、東京裁判では当時の外相広田弘毅が責任を問われて、ただ一人文官の絞首刑を宣告された。

事件ないし事実に対する当時のよび名をそのまま残すことは研究上非常に重要なことであり、よび名もまた大切な史料の一つということになろう。

一方よび名があまり的確でないために、後世色々な問題をおこすという場合もある。一例として、明治8年（1875）5月7日調印された「樺太千島交換条約」をとりあげたい。

条約正文中の第二款に「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島とあり、「島第十八『ウルップ』島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本國皇帝陛下ニ譲リ…」と続いている。（前掲『日本外交年表並主要文書、上』p.58）

つまり樺太島と交換されたのはウルップ以北の18島すなわちクリル諸島であった。明治8年11月28日の太政官布告第180号では「樺太島と交換相成候クリル諸島開拓使管轄被仰付候条此旨布告候事」とみえている。（前掲『府県及北海道境域沿革一覧』p.90）

当時はエトロフ・クナシリなどは千島國に属していた。明治9年1月14日の太政官布告第2号で「開拓使管下クリル諸島自今千島國ニ併セ得撫新知占守ノ三郡ヲ被置候条此旨布告候事」とされた。（同上 p.91）

すなわち「樺太千島」（あるいは「千島樺太」）交換条約ではなくて、樺太クリル交換条約とした

方が正確である。高校日本史用の『日本史④用語集』山川出版社、1995、p.128では「樺太全島をロシア領、千島全島を日本領とする」と記している。ヤルタ協定で「クリル諸島は日本にひきわたされる」とされ、サンフランシスコ平和条約ではそれを見て「クリル諸島に関するすべての請求権を日本は放棄する」となり、そのさい「クリル諸島とはシュムシュからウルップと理解する」と日本全権団が念を押したという話は聞いたことがない。条約調印だけに目をうばわっていたことも想像できないわけではないが。だいぶ後になって、クナシリ・エトロフは日本固有の領土である、と主張しても時すでに遅いということになった。ヤルタ協定には日本は参加できなかったから、せめてサンフランシスコの時には上述のような主張ができたのではないか。

### (1) 年齢の数え方

養老律令制の戸令には「凡そ男女共三歳以下を黄と為せ、十六以下を小と為せ……」とあるが、(『律令』日本思想大系3、岩波書店、1977、p.226)年齢の数え方はいわゆる数え年であるという。その根拠や由来はあまり明確ではない。

若狭国一二宮の禰宜牟久家の系図中に十二代景継があり、元久2年(1205)生まれ、正安元年二月六日(1299)他界とあるから、満93か94歳である。系図中には歳九十五とあるから数え年によっていることがわかる。(網野善彦『日本中世史料学の課題』弘文堂、1996、P.21)

江戸時代八王子の旧家であった津戸家の系図をみると、いずれも数え年によって年齢を示している。(丹野美子「菅原姓津戸系図と鳩分手牘」八王子市郷土資料館研究紀要『八王子市歴史と文化』第5号、1993年3月) 例えば「為康」は文政3年(1820)11月16日生まれで、明治14年(1881)8月21日死去とあるから満年齢では誕生日より前であるから満60歳であるが「行年六十二」と記す。数え年と満年齢では通常1年、この場合のように2年くいちがうことも生じる。(上掲紀要、p.44)

明治時代になって、年齢が特に重視された制度に徴兵制と学制がある。学制第二十七章には「尋常小学ヲ分テ上下ニ等トス下等小学ハ六歳ヨリ九

歳マテ上等小学ハ十歳ヨリ十三歳マテニ卒業セシムルヲ法則トス」とある。(『法令全書』第五巻ノ一、明治5年、原書房、1988、p.152、153)ここでも満何歳といふ方はしていない。しかし児童の学齢については、文部大輔田中不二磨の時に「小学学齢ノ儀、自今満六年ヨリ満十四年マテト相定候条、此旨布達候事、明治八年一月八日」と定められた。(『新聞集成明治編年史第二巻』本邦書籍、1982、p.268)これより先明治6年2月5日の太政官布告で「年齢計算を幾年幾月と数えること」とした。さらに明治35年10月22日施行の「年齢計算ニ関スル法律では「出生ノ日ヨリ起算ス」となり、完全に満年齢とする法制は整えられた。小学校入学のさい、現在でも問題となる「早生まれ」「遅生まれ」のちがいもここから生じた。いずれにしても、ある特定の日を決めて区切りをつけなければならなかつたのである。しかし長い間の慣習である数え方は、その後も廃れることなく行われた。

昭和24年5月24日制定され、25年1月から施行されたのが「年齢のとなえ方に関する法律」で、「この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によって言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律(明治35年法律第五十号)の規定により算定した年数(1年に達しないときは月数)によってこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない」と説いた。そして附則で「政府は、国民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを励行するよう特に積極的な指導を行なわなければならない」としている。数え年の長い歴史も、昭和24年末あたりで終止符をうつことになった。

次に問題となるのは、諸表に記載される死去した人の年齢である。夏目漱石は慶應3年(1867)1月5日(太陽暦では2月9日に当る)に生まれて、大正5年(1916)12月9日に死去したので、満49歳と11か月余りである。しかしほとんどの年表・年譜類は50歳としている。(荒正人『漱石研究年表』集英社、1982、児玉幸多編『標準日本史年表』吉川弘文館、1993、以下単に「年表」という)昭和24年8月27日上村松園(1875—1949)

が亡くなったが、「年表」は74歳、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990、p.411、以下「文化年表」とよぶ)では75歳としている。また同年11月3日田中英光(1913—49)が自殺したが、数え年の37になっている。(『文化年表』、『年表』には見えない)同年、『年表』では6月、『文化年表』では7月10日、6代目尾上菊五郎(1885—1949)が死去したが、両者ともに65歳としている。

井上正夫(1881—1950)は1950年2月7日に永眠したが、両者とも68歳としている。恐らく誕生日の前で満68歳としたものであろう。相馬御風(1883—1950)の場合は『文化年表』では66歳、『年表』では67歳とくいちがいを見せている。折口信夫(1887—1953)では、『年表』は5月として65歳、『文化年表』では9月3日として66歳と記すが、この時点ではもはや数え年による表わし方はみられない。要するに1949年から1950年をさかいとして、数え年年齢から満年齢に変わったと考えてよいと思われ、先にあげた「年齢のとなえ方に関する法律」がそろそろ効果を発揮してきたと受取るべきであろう。『日本文化総合年表』は凡例の中で、「人の年齢は1950年1月1日(満年齢施行日)以前は数え年で示した」とのべているが、『標準日本史年表』は凡例で「昭和24年以後は満年齢によった」とややあいまいな書き方である。年表の中に数え年と満年齢が同居しているのはちょっと奇異な感じがしないでもない。なぜならば、同じ年に生まれたA氏とB氏がいてもAは昭和24年6月に死亡し、Bは昭和25年3月に死んだばあい、Aは数え年で、Bは満年齢で年齢計算をされることになるからである。昭和25年1月1日以降に生まれた人は満年齢で数えるとした方がよかったですのではないか。

### (J) 軍票と衣料切符

#### (イ) 軍票

軍票といえば、明治10年西南戦争の時の「西郷札」が松本清張の作品もあって有名である。発行直後は評価の高かった西郷札も急速に価値が下がって、単なる紙きれとなった。軍票はそのような運命を持つから、趣味で所蔵するぐらいで財貨としての値打ちはない。

ところで筆者所蔵の軍票であるが、1945年在日本軍の発行したもので、一枚はおもてに「壹圓、A 19334805 A, ONE YEN」とあり、一番下に「軍票」とある。裏面の右上に「軍事布告に基き発行す」と記す。大きさはたて6cm、よこ7.4cmである。

もう一枚は拾銭で、「A 03366516 A, TEN SEN, 軍票」とあり、裏面は一円と同じで、大きさも同じである。

さらに日本政府がインドネシアで発行したと思われるもので、おもてには“THE JAPANESE GOVERNMENT, ONE HUNDRED RUPEES, 大日本帝国政府”とある。うらは100の数字が8か所に描かれている。大きさはたて8.1cm、よこ16.8cmである。そのほか未使用の『軍用手票』もあり、DE JAPANSCHE REGEERING, EEN CENT, うらは数字の1が5か所ある。大きさはたて4.5cm、よこ9.4cmである。

#### (ロ) 衣料切符

第二次世界大戦中の統制経済下において発行されたものである。有効期間は「自昭和十八年二月一日、至昭和二十年一月三十一日」で、「衣料切符(2), 商工省, 交付責任者と経由責任者の四角の印, 住所, 世帯主, 続柄, 氏名, 性別, 年齢のらんがある。表紙の大きさは、たて18.1cm、よこ8.2cm, 共同印刷株式会社印刷とある。注意書きが十四条もあって、「良く読んで下さい」と書いてある。「皆さんは衣料品の消費節約に努め必要以外のものを買わないで出来るだけ点数を余す様に心掛けて下さい。衣料切符の総点数に相当するだけの衣料品は確保してあるのですから買溜め買漁りなどしない様にして下さい」とのべている。一枚ごとに「制限小切符」と印刷され、「晒10尺, 手拭又ハタオル一本, 足袋又ハ靴下一足, 縫糸五匁」にわけられている。

軍票・衣料切符とも財産的価値はゼロに等しいが、時の経過とともにこのような紙きれは失われて行くだろうから、長く保存すればその史料的価値は大となってゆくと考えられる。

## おわりに

日本歴史の史料について、問題意識はあるが、それを実証する史料が発見されていない場合、海外流出文化財の里帰り展カタログ、壬申戸籍に関する諸問題、作家久米正雄使用の教科書の史料的意義、近代における「国郡制」の意義、ペスカドーレスと男女群島、歴史上の諸事件の当時のおよび方に史料としての価値を認めること、年齢を古代以来数え年で数える慣習と満年齢とのかかわり、そして筆者所蔵の軍票と衣料切符についての考察をのべた。今後も地道な史料研究を続けて、全体像解明を目指したいと思う。

(補注1) 三瀬（みずま、福岡）県の話として、明治5年8月の郵便報知は「住居并出生年限等取調るは、全く未の年出生の女にて未だ嫁せざるものと調出し、外国人へ遣はさるゝ為なりとの浮説を

唱へ、のゝしりさわげる程に…」という記事を載せている。（『新聞集成明治編年史第一巻』本邦書籍、1982、p.485）戸籍の全国的調査に対する反対運動の一つととらえることができよう。

(補注2) 坂下昇『ホーソーン短篇小説集』（岩波文庫、1995）には、「ウェークフィールド」「ドゥラウンの木像」「大いなる岩の顔」の3編が載せられている。

(補注3)

16世紀末に作られたと思われる河盛家所蔵の『日本図』には、男女群島中の男島について「ハネラス」(Pannelas のカナ表記)と記載されている。ポルトガル船の航海士によってつけられた名称といわれる。（海野一隆『地図の文化史』八坂書房、1996、pp.118-119）

以上